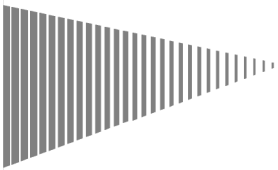


税務会計の基礎知識

EY Mexico
Japan Business Services
中岡 秀二郎

2015 年 5 月



Page 1



目次

- ▶ 税制・会計
- ▶ EY メキシコ事務所
- ▶ EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

Page 2

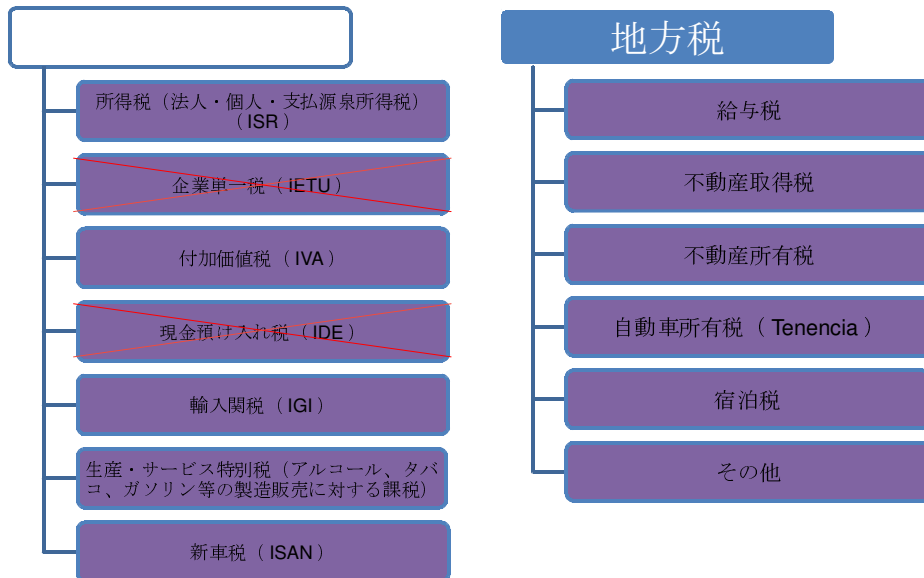
税務会計の基礎知識



税制・会計



税制・会計 税金の種類(主要な連邦税・地方税)



▶ IETU,IDE は 2014 年より廃止

税制・会計 法人所得税(ISR)の概要

項目	内容
税率	30%
益金損金発生 の タイミング	利益・損失発生ベース
益金不算入項目	株式評価益等
損金不算入項目	個人所得税において所得とならない、労働者に対する厚生費用（Aguinaldo、PTU等で個人所得とならない部分を含む）の47%または53%、退職給付引当金、社有車で130,000ペソを超える分（IVAについても同様）、一定額を超える旅費、交際費の91.5%等
減価償却費	年次償却率が定められている（定額法）。
繰越欠損金	10年繰越可能
月次予定納税	翌月17日までに申告納付 前年度の利益率で計算した利益係数を当月までの名目益金に乗じて算出
年度確定申告	翌年3月末

税制・会計 法人所得税(ISR)の主な論点

- ▶ ペソ建ての申告、かつスペイン語の記帳が必要
- ▶ 為替差損益
 - ▶ 外貨建借入金がある場合、為替差益により課税所得増加の可能性
- ▶ インフレーション損益を加味する必要あり
 - ▶ 貨幣性資産 > 貨幣性負債 → 損金、貨幣性資産 < 貨幣性負債 → 益金
 - ▶ 減価償却計算にもインフレ分を反映させる必要あり、会計上と相違
 - ▶ 会計は3年間の累積インフレ率が26%を超過した場合のみ、インフレ会計を適用する。適用となった場合には、2008年12月期まで遡る必要あり。
- ▶ 過少資本税制
 - ▶ 資本合計(期首と期末の平均)の3倍を超える金利を伴う債務(月次残高の平均)がある場合、超過債務に対応する国外関連者への支払利息・為替差損は損金不算入
- ▶ 開業費
 - ▶ 税務上開業費(研究開発を意図した費用)の資産計上が認められるが、会計上は費用処理の可能性が高い

税制・会計 付加価値税(IVA, 英語では VAT)

▶ 税率 16%

▶ 大半の食料品や医薬品といった生活必需品、土地、輸出取引は IVA はかからない

▶ キャッシュ・フローベース

▶ 他の税金同様に、月次 IVA (月次受取 IVA - 月次支払 IVA) を翌月 17 日までに申告・納付

▶ 月次確定申告は納付額がゼロでも申告義務あり(ISR も同様)

▶ 輸入に伴い発生する IVA は輸入時に SAT に納付

▶ 支払 IVA 残高(純額)は、他の税金(連邦税)月次申告・確定申告額と相殺可能。還付請求も可能。

▶ 設立当初は売上がなく、設備投資・経費の発生が先行するため、支払 IVA が多く計上される

▶ 相殺・還付手続きを適切に行わないとキャッシュ・フロー悪化

▶ **最初の還付手続は 1 年超かかることもある**(但し、固定資産に関する IVA 還付には優遇制度あり)

税制・会計 付加価値税(IVA, (VAT))ある月の仕訳例

	借方	貸方	
1. 原材料仕入	仕入 200	買掛金 232	▶ キャッシュ・フロー (CF) 発生前 ▶ CF 発生
	IVA por Acreditar 32		▶ CF 発生に伴い振替
2. うち 75% を支払い	買掛金 174	現金預金 174	▶ CF 発生前 ▶ CF 発生
3. IVA 勘定の振替	IVA Acreditar (支払 IVA) 24	IVA por Acreditar 24	▶ CF 発生に伴い振替
4. 製品売上	売掛金 348	売上 300 IVA Causado, No cobrado 48	
5. うち 75% の入金	現金預金 261	売掛金 261	
▶ 受取 IVA と支払 IVA の純額として、受取 IVA 12 を翌月 17 日までに申告・納付 (支払 IVA が多ければ還付・相殺)	IVA Causado, No cobrado 36	IVA Causado, Cobrado 36	
6. IVA 勘定の振替		(受取 IVA)	

税制・会計 固定資産に関する IVA 還付優遇措置

- ▶ 還付申請に対する審査結果の通知期限
 - ▶ 固定資産を購入、製作、建設(それに関わるサービス、リースを含む)した場合、当該固定資産に対する投資により発生した IVA の還付申請については、以下の条件を満たすことにより、**20 営業日以内**に、SAT による**審査結果の通知**を受けることができる。
 - ▶ 固定資産への投資に関する IVA の還付申請額が、還付申請する IVA 残高の 50% 以上。
 - ▶ 還付申請額が 1,000,000 ペソ以上でなければならない。(1,000,000 ペソ ÷ 16% = 6,250,000 ペソの投資(1 ペソ 8 円として、日本円で 50 百万円相当))
 - ▶ 当該固定資産は **2014 年 1 月以降**に、新たに取得、あるいは完全輸入された資産でなければならない。新たに取得された資産とは、メキシコで初めて使用される資産という意味。
 - ▶ 当該固定資産取得に関する支払方法は、記名式小切手、クレジットカード、デビットカード、電信送金のいずれかの方法。
 - ▶ 但し、最初の還付申請に対しては 40 営業日以内で審査され、それ以降の申請に対しては 20 営業日以内で審査されることになる。また、最初の還付申請に先立ち、納税者は SAT に対し、申請書類についての事前レビューを要請することで、20 営業日以内で審査されることになる。
 - ▶ 適用除外の一例として、過去 12 ヶ月以内に 5M ペソ超、あるいは還付申請金の 20% 以上に対して「却下」の判断が下されている場合、上記 20 営業日以内の審査結果の通知の適用はなし。これには、「審査保留」は含まれない。

税制・会計 源泉所得税の主な論点

種類	一般 源泉税率	租税条約 ～対日本	租税条約 ～対米国
技術者派遣契約	25%	0%	0%
ロイヤルティ	25% 又は 30%	10%	10%
利子 (国外銀行)	4.9% ~ 30%	10%	4.9%
利子 (銀行以外)	15% 又は 21% 又は 35%	10% (※1) 又は 15%	4.9% 又は 10% 又は 15%

- ▶ 租税条約を適用する場合、相手国の居住者証明等が必要
- ▶ (※1) 設備・機械購入時
- ▶ 税務当局は、関連者間取引に関して、支払先の海外居住者に対して、租税条約の恩恵を受けていることを証明するよう要求可能。この場合、海外居住者は、法定代理人を通じて、その収入はメキシコにおいて課税対象だが租税条約の恩恵を受けており、かつ、当該収入は居住国において益金となることを書面において宣誓する必要有。日本における受取配当金益金不算入制度との関係で、今後の動向に留意が必要

税制・会計 配当に関する主な論点(1/2)

- ▶ 税務上の配当可能限度額
 - ▶ CUFIN (インフレ調整済み)の範囲内であれば無税で配当可能 (CUFIN を超える分については法人税率 30% が課税される)
 - ▶ CUFIN の計算方法
 - ▶ インフレ調整済み CUFIN = インフレ調整済税務上純益 + インフレ調整済過年度 CUFIN
 - ▶ インフレ調整済税務上純益 = 税務上純益 × インフレ係数
 - ▶ 税務上純益 = 課税所得 + 国内受取配当金 - 支払配当金 - 当期 ISR - 損金不算入 - PTU
- ▶ 海外居住者や個人に支払う配当にかかる源泉税は 10%
 - ▶ 2014 年度以降に発生した税務上の利益 (CUFIN) の配当部分に課せられるため、2013 年までの CUFIN と 2014 年以降の CUFIN を分けて管理する必要
 - ▶ 移転価格税制上の調整額も配当とみなされる

税制・会計 配当に関する主な論点(2/2)

- ▶ 日本メキシコ租税条約
 - ▶ 第 10 条の配当に課される源泉税規定
 - ▶ i. 日本居住者への最高税率 : 15%
 - ▶ ii. 日本居住者がメキシコ会社の 25% の株式を前年度末以前 6 ヶ月以上保有していた場合 : 5%
 - ▶ iii. ii. の条件に加え、日本居住法人が株式上場しており、かつ、50% 以上の株式について下記の要件のいずれか、あるいは複合的に満たす場合 : 0%
 - ▶ 政府等の公共機関が保有する場合
 - ▶ 日本居住者の一人以上が保有する場合
 - ▶ 日本居住法人の一法人以上が保有し、かつ、その法人の株式が上場されているか、その法人の 50% 以上の株式が日本居住者の一人以上に保有されている場合
 - ▶ 日本における受取配当金益金不算入制度があるため、今後の動向に留意が必要

税制・会計 その他の税金

▶ 移転価格税制

- ▶ 売上約 USD 1 百万以上となった翌年度から移転価格スタディを実施し、関連者との取引が独立した第三者との取引と同等の取引金額、価額等となることを証明し、その結果を移転価格レポートとして保存しなければならない
- ▶ 適切な利益率のレンジを比較対象取引毎に算出
- ▶ 3 月末までの税務申告でも移転価格に関する記載をしなくてはならないので、3 月末までに移転価格スタディを用意することが望ましい。

▶ 個人所得税

- ▶ 確定申告期限は 4 月末
- ▶ 全世界所得に対する申告(日本で支給されている給与も申告対象)
- ▶ 累進課税
 - ▶ 3,000,000 ペソを超える部分に対しては、最高税率の 35% が適用される
- ▶ 日墨租税条約では、引き続き 12 ヶ月で 183 日以上メキシコに滞在する場合、メキシコに課税権があると規定される
- ▶ 医療費控除・学校授業料控除等各種所得控除あり

税制・会計 電子会計情報の提出義務(1/2)

▶ 電子会計情報

- ▶ 2015 年 1 月から以下の会計情報を税務当局(以下、SAT)が指定する XML ファイル形式で SAT へ提出しなければならない

提出書類	必要情報
勘定科目一覧表 (Catálogo de cuentas)	SAT が指定する科目分類コードが Anexo24 として SAT の HP に添付されている
試算表 (Balanza de comprobación)	期首残高、期中増減、期末残高 年度末残高については税務調整額 税金勘定については、追加情報
仕訳帳(Pólizas)・ 総勘定元帳 (Auxiliares)	勘定科目、補助科目、電子インボイスに関する情報等

▶ 提出

- ▶ インターネット税務アカウント(Buzon tributario)(後述)または SAT の HP から SAT に提出

税制・会計 電子会計情報の提出義務(2/2)

▶ 提出期限

提出書類	提出期限
勘定科目一覧表 (Catálogo de cuentas)	最初の勘定科目一覧表は試算表と共に提出 変更があれば、変更の都度
試算表 (Balanza de comprobación)	法人：当月分 翌々月3日 個人：当月分 翌々月5日
仕訳帳(Pólizas)・ 総勘定元帳 (Auxiliares)	SATによる税務調査、IVA 還付・相殺手続きに関する調査 の過程でSATの求めに応じ、提出(SATは仕訳帳に関連 する追加の情報を要求可能(電子インボイス等))

▶ 提出義務の特例

- ▶ 2013年の課税収入が4百万ペソ未満である企業、及び2014年、2015年に納税者番号(RFC)を取得新規企業は、2016年1月分から提出義務発生
- ▶ 2016年1月以降にRFCを取得した企業は、その翌月分から提出義務発生

税制・会計 インターネット税務調査等(2014年税制改正)

- ▶ インターネット税務アカウント(Buzón tributario)の取得
 - ▶ 納税者番号(RFC)を所持している納税者は所有が必要
 - ▶ 税務当局(SAT)から、税務通達、資料要求等のメール
 - ▶ SATのホームページにアカウントがあり、デジタル署名(FIEL)でアクセス可能
 - ▶ 法人は2014年6月30日から、個人は2015年1月1日から運用開始
- ▶ 納税者は、電子会計情報を毎月SATのHPに入力必要
- ▶ 上記会計情報を基にしたインターネット税務調査
 - ▶ SATはインターネット税務アカウントを通じて、インターネット税務調査の結果としての税務債務を通達
 - ▶ 納税者は15日以内に証拠書類をもって反論するか、修正申告
 - ▶ 修正申告した場合、80%の課徴金等が免除
 - ▶ 反論した場合、SATは45日以内に判断
 - ▶ 但し、SATは追加資料要求可能で、この場合、納税者は10日以内に回答
 - ▶ SATは最終書類が整った時点から40日以内に最終判断
 - ▶ SATからの通達を納税者が無視した場合、税務債務は確定されることに注意

税制・会計 税務監査

- ▶ 下記の要件のいずれかを満たす法人は、その翌年度から公認会計士が署名する税務監査を任意で受けることができる
 - ▶ 売上 100 百万ペソ超
 - ▶ 総資産 79 百万ペソ超
 - ▶ 従業員数 300 名以上
 - ▶ 税務監査を行う場合、会社は 3 月末までに税務申告書を作成・申告し、公認会計士は 6 月末までに税務監査報告書を提出しなければならない
- ▶ 税務監査を行った場合、税務調査は税務監査を行った公認会計士を通して行うこととなる
- ▶ 但し、以下の場合には税務当局が公認会計士を通すことなく、直接会社に対し税務調査を行うことができる
 - ▶ 税務監査報告書提出後に修正申告を行った場合
 - ▶ 領収書発行のためのデジタル印象が無効になった場合
 - ▶ 期限後に税務監査報告書を提出した場合
 - ▶ インターネット税務調査の場合
 - ▶ **税務監査のメリット軽減**

税制・会計 非居住者(個人)が当初株主の場合の注意点

- ▶ 会社設立時にメキシコ非居住者(個人)を株主とした場合、会社設立後に日本や米国親会社へ当該株式を譲渡することが多い
 - ▶ 非居住者個人が譲渡者となり、株式譲渡所得に対する納税義務が発生
 - ▶ 但し、メキシコ非居住者であるため、メキシコで納税することが物理的に不可能なため、以下の手続きが必要
 - ▶ 法定代理人の選定(株式譲渡契約書作成、POA 証書作成、スペイン語翻訳、アポストイユ証明、公証人による公証化手続きが必要)
 - ▶ 法定代理人が、これから行われる株式譲渡に関する法定代理人であることを SAT へ通知
 - ▶ 株式譲渡実行
 - ▶ **株式譲渡後 15 営業日以内に**、法定代理人が税務申告・納税
 - ▶ 当該申告・納税は非居住者分について、代理で行ったことを記載した Letter を SAT へ提出

税制・会計 会計上の注意点

- ▶ 決算期
 - ▶ メキシコでは 12 月決算しか認められていない
 - ▶ 親会社報告目的のため、3 月仮決算の可能性
- ▶ メキシコ会計基準
 - ▶ ほぼ IFRS と同等
 - ▶ 日系企業が直面する主要な相違点は機能通貨会計
- ▶ 機能通貨会計
 - ▶ 親会社報告目的のため、IFRS や USGAAP にて財務諸表を作成する際、機能通貨会計を適用する場合あり
 - ▶ システム対応含め、検討が必要
- ▶ 退職給付計算には年金数理人による報告書が必要
- ▶ 税効果会計
 - ▶ PTU も課税所得とほぼ同様の計算ロジックで計算するため、PTU に対する税効果の検討

税制・会計 会計上の注意点(勘定科目の特徴)

- ▶ Complementaria 勘定
 - ▶ 外貨建ての残高(銀行預金や売掛金、買掛金等)と一体として利用される勘定
 - ▶ 外貨建て勘定と Complementaria 勘定を合計すると、ペソ換算額となるように、Complementaria 勘定を利用する
- ▶ 例えば、
 - ▶ 銀行預金に期末で USD100,000 の残高
 - ▶ 為替レートは、1USD=14 MXN
 - ▶ 税務上、ペソ建ての申告が必要であることから、試算表もペソ建てで作成
 - ▶ 当該銀行預金は、USD100,000×14=MXN1,400,000 の残高
- ▶ この場合、試算表には、以下のように記帳されている
- ▶ 期末の Bank 100,000 が記載されているはずなので、残高の検証は両者を合計する必要がある、このような使い方

Banco	100,000
Complementaria	1,300,000

税制・会計 会計上の注意点(内部管理資料整備)

- ▶ メキシコ子会社に日本人経理担当者が赴任するケースは少ない
 - ▶ 誰がサポートするのか？
- ▶ 「メキシコ特有」「メキシコではこれが普通」
 - ▶ 日本で当たり前揃えている資料は、メキシコにおいても揃えて当然
- ▶ 以下のチェックは行っていますか？ 資料は会社にありますか？
 - ▶ 毎月の銀行預金残高と試算表の残高は一致しているか
 - ▶ 売掛金の相手先別残高表、年齢調べ表(回収期限毎の残高表)
 - ▶ 買掛金の相手先別残高表、支払期限毎の残高表
 - ▶ 在庫管理表、帳簿残高は把握できているか？
 - ▶ 原価計算の方法は？ 材料費のみ？ 労務費、経費は？
 - ▶ 実地棚卸の頻度は？ 誰がいつどのようにカウント、記録、集計？ 内部監査？
 - ▶ 固定資産管理台帳(ペソ記帳は当然必要だが、機能通貨が USD の場合、ドル残高は記帳できるか)
 - ▶ 固定資産実査の頻度は？
 - ▶ 納税については、誰がチェックするのか？

EY メキシコ事務所



EY メキシコ事務所 概略

- ▶ EY Mexico は、1934 年より監査、税務、アドバイザー、トランザクション等、様々なサービスをメキシコ企業及び外国企業に提供し、現在では約 2,800 名のプロフェッショナルが 22 の事業所で約 4,500 のクライアントの発展に貢献しています。
- ▶ 国際感覚の保有
 - ▶ EY Global と交換勤務プログラムを実施し、USCPA 資格取得支援及びアメリカ長期語学研修プログラム等を通じて、国際感覚を持った専門的人材を養成。現在では約 30 名がアメリカ、カナダ、イギリス等に勤務
 - ▶ EY メキシコには JBS メキシコ配属の日本人 3 名をはじめ、米国、ドイツ、フランス、中南米出身者が勤務しており、多国籍企業をサポートする体制を確保
 - ▶ 中南米の統括事務所であるメキシコは、各中南米事務所と情報をシェアし、密なコミュニケーションを図り、メキシコだけでなく、中南米に興味のある企業のサポート体制を確保
- ▶ EY Global の全面的な支援
 - ▶ EY Global からの人的資源、ノウハウ、テクノロジー等の全面的な支援を確保
- ▶ 品質及びリスク管理
 - ▶ 世界的に一貫した品質及びリスク管理体制を構築
 - ▶ 経営の透明化及び職業倫理遵守のために制度確立
 - ▶ リーダーシップ強化、対顧客関係・サービス向上、人材確保及び独立性確保を通じた品質強化
 - ▶ 顧客の利害関係を保護するための徹底した統制及び検証の実施

年	主な出来事
1903	Ernst & Ernst 設立(米国)、1924 年に Whinney Smith & Whinney (英国) と提携
1906	Arthur Young & Company 設立(米国)、1924 年に Broads Paterson & Co. (英国) と提携
1934	Rafael, Alfredo Mancera Ortiz 兄弟が Mancera Hermanos y Cia (メキシコ) を設立
1959	Mancera Hermanos y Cia は Arthur Young と提携
1979	Ernst & Ernst は Whinney Smith & Whinney と合併し、Ernst & Whinney となる
1989	Ernst & Whinney と Arthur Young の合併により Ernst & Young 誕生 1959 年の提携により Mancera は Ernst & Young Mexico となる
1990	Ernst & Young Mexico、Freysinier Morin, S.C. (メキシコ) と合併

EY メキシコの人員	
メキシコ市	1,807
ケレタロ市	97
グアダハラ市	92
その他	883
Total	2,879

EY メキシコ事務所 JBS (Japan Business Service)について

- ▶ 各日系企業の進出場所を考慮し、日系企業に精通したメキシコ人プロフェッショナルを有するチームを担当します。
- ▶ EY Mexico の JBS には、在墨 35 年以上の JBS ディレクターである松田、日本人米国公認会計士 (US CPA) である大場、新日本有限責任監査法人からの駐在員である日本公認会計士の中岡がおり、日系企業をサポートしております。主として、松田が、税務・通関・移転価格等リスクの高い分野での具体的アドバイスを行なうと共に、大場及び中岡が会計及び税務監査をサポートします。日系企業のニーズに応じ適時的確なアドバイスを含むサポートをすると共に、日系企業とメキシコ人プロフェッショナルとの間に入り、言語及び文化の壁を超えて円滑にサポートします。
- ▶ 会計監査 (MEX GAAP / US GAAP / IFRS)、内部統制監査 (J-SOX / US-SOX)、法定税務監査、移転価格サービス、M&A、DD 等に加え、会社設立、メキシコの複雑な税制 (ほぼ毎年の税制改革) に起因する税務訴訟やリスクの高い貿易通関 (一時輸入・マキラドーラ等メキシコ特有の優遇貿易政策)、付加価値税等の申告手続き等も日本語でサポートします。
- ▶ 日系企業担当メキシコ人チームは日系企業の経験が豊富で、日系企業を十分に理解しています。期限を厳守することや、事前の打ち合わせを心がけ、突然の資料要求や問題点の指摘がないよう、またメキシコでよく起こる問題 (会計、税務、内部統制、ビジネス等) を踏まえて、業務を実施します。
- ▶ EY Mexico の JBS 日本人スタッフは、メキシコシティ事務所にて勤務しております。日系企業が多く進出している都市 (クエルナバカ、ケレタロ、レオン、イラプアト、サンルイスポトシ、アグアスカリエンテス、グアダハラ、モンテレイ等) へは頻繁に訪問しておりますので、適時にサポートすることが可能です。
- ▶ JBS の日本人スタッフは日本語、英語に加え、スペイン語を流暢に話すことができます。成功の鍵となるメキシコ人プロフェッショナルとの緊密なコミュニケーションをとることにより、適時的確なサポートが可能となっております。

EY メキシコ JBS 提供サービス一覧



EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

① 進出支援マップ



EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

② 会社設立後のサービス

	経営戦略・業務改善	会計税務戦略	コンプライアンス戦略	成長・再編戦略
検討すべき主な項目	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ市場での信用力及び知名度の向上、そして資金調達方法の確保 マーケティングおよび流通チャネルの拡大 適切な商流構築に向けての現状分析及び商流の最適化・再構築 人材の確保と育成 財務健全性の強化・改善 IFRS 導入の海外展開への対応検討 連結範囲の拡大と決算の早期化に向けた課題検討 その他業務効率化活動 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法令に基づく財務諸表作成 法定監査/税務監査への対応 日本本社への連結作業に向けた対応 財務機能の強化及びコスト削減の推進 税務マネジメント 法人税、付加価値税、個人所得税 税務調査対応 移転価格税制への対応 グローバルプライシングポリシーの適切な設定と同時文書の作成 グループ全体の視点による税務コストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な内部統制の整備と運用 コーポレートガバナンスの強化 情報管理とプライバシー管理 内部監査機能の強化 健全な管理報告制度の確立と運用 ガバナンス強化のための業務の見直し 税務ポリシーの定期的診断 各種契約書に基づく条項遵守 ロイヤリティ、研究開発費、広告宣伝費等 贈収贈送法強化への対策 FCPA、UK Anti-bribery act、Dodd Frank 法等 	<ul style="list-style-type: none"> ブランド、人材、販売網を含めた経営資源の獲得 売上高の増加、事業規模の拡大 参入市場候補の選定と事前調査 良好なパートナーの選定及び関係強化 成長のスピード及び事業規模の拡大に適した組織体制の見直し 急激な経営環境の変化に耐えうる管理業務体制の強化
主な支援業務	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ市場支援業務 地域統括会社/持株会社設立に関する支援業務 マーケティング/セールス、地域統括会社影響分析、商流分析、コンタクトセンター設立支援 戦略的な商流分析及び関税コスト削減を目指す高度化支援業務 TESCM (Tax effective supply chain management) 全世界の商流を理解した上での戦略的タックスレビュー 人事労務に関するコンサルティング業務 IFRS に基づく影響度調査及び IFRS 導入に向けたサポート支援業務 決算早期化プロジェクト導入支援業務 業務効率化に向けた改善支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> 法定監査業務 税務監査業務 会計制度及び会計基準に関する調査対応 連結レポーティングパッケージ監査業務(現地基準、IFRS、USGAAP) グローバルファイナンシャルプランニング 支援業務 CMS の設置と資金効率化支援 連結業務効率改善支援 移転価格に関する文書化・調査対応業務 税務調査対応支援業務 法人所得税、企業税一税、付加価値税、個人所得税などの管理申告対応 PE 調査報告書及び調査対応支援業務 資本金登録証明業務 	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制構築支援業務 内部統制監査(日・米基準) 海外子会社向け内部監査支援 アウトソーシング/コーポレート 海外子会社向けコンプライアンススクリーニング診断(不正の予防診断) 海外子会社向け不正行為防止体制構築支援業務 不正に関する調査支援業務 税務健康診断(税務ヘルスチェック) ガバナンス強化に向けた業務の可視化 会計、税務、経営課題、内部統制に関する短期調査 ロイヤリティ・研究開発費・広告費に関する特別監査 海外法令規制対応(対応体制構築支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 買収等を視野に入れた戦略策定に関する診断アドバイス マーケット調査及びコーポレートデューデリジェンスによる業務支援 進出先の市場規模や競合他社情報の収集と調査 ファイナンシャルアドバイザー(FA)業務 買収事前調査 ロンダリストの作成 ショートリストの作成 相手先との交渉サポート 組織再編と SSC (Shared service center) 設立に関する支援業務 会計税務顧問契約 GCR 導入 (Global Compliance and Reporting)

EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

③ 海外 M&A 支援マップ

	Phase 1 マーケット戦略の策定	Phase 2 ターゲット調査	Phase 3 交渉及び契約	Phase 4 買収後の統合等
検討すべき主な項目	<ul style="list-style-type: none"> 海外市場参入に向けた目的の明確化 売上の増大、コスト削減、仕入先の確保等 参入市場候補の選定と事前調査 顧客、仕入先、競合他社、規制、人材、インフラ、サプライチェーン等 ターゲットの選定と代替家の分析 参入方法の検討 100% 買収、マジョリティ出資、マイノリティ出資、業務提携、アウトソーシング等 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な関係の構築 ターゲット/パートナー候補、監督官庁、出資者、主要利害関係者等 ターゲット/パートナー候補の選定 ターゲットにおける適切な財務/事業モデルの開発 リスクの特定と理解 規制、仕入先、顧客、技術、インフラ、サブライセンス、人材等 潜在的な事業上、財務上のシナジー効果の特定と分析 	<ul style="list-style-type: none"> 特定のターゲットへの絞り込み 投資基準と潜在リスク 買収後の事業計画及び財務計画の立案とリスク軽減方法の開発 社内意思の形成と承認の取得 監督官庁や政府外資規制機関、既存株主等の承認取得 買収先との合意 価格、持分割合、意思決定方法、ノウハウ及び知財財産の移転 買収等契約書の作成と署名 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理方法を含む業務及び財務モデルの導入 適切な組織及びガバナンスモデルの導入 買収後の組織統合 人事制度 IT システム 財務会計システムの統一と財務データの連携確保 買収金額の割当と無形資産の評価 組織再編とシナジー効果の追求 適切な KPI の設定とモニタリング方法の確立
主な支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 海外市場参入戦略立案に向けた診断的アドバイス 市場分析調査業務 コーポレートデューデリジェンス 進出先の市場分析 事業戦略の策定支援 現状分析 ストラテジー Price vs. Cost 比較 事業売却に伴う価値算定 成長シナリオとシナジー検討 ファイナンシャルアドバイザー(FA)業務 買収事前調査 ロンダリストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンシャルアドバイザー(FA)業務 ショートリストの作成 ターゲットの絞り込み ターゲットプロセスの管理 デューデリジェンスとリスク抽出 シナジー測定 暫定的な詳細分析業務 リスク評価、各種指標の詳細 ビジネスモデル分析 現地ビジネスおよび業界に関する知見、業務上の取扱いに関する顧問アドバイス業務 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットとのコンタクト ミーティング投資 契約内容の交渉支援 買収ストラクチャーの検討 デューデリジェンスの実施 財務、会計、税務デューデリジェンス、IT、固定資産、環境等 買収先との合意 価格、持分割合、意思決定方法、ノウハウ及び知財財産の移転 買収等契約書の作成と署名 買収後の統合計画策定支援 プロジェクトマネージメントオフィス(PMO) プロジェクトチーム編成 ワークスルー・スコープ策定支援 レポーティング、進捗管理 税務プランニング 規制当局や政府機関から許認可取得支援 	<ul style="list-style-type: none"> 買収後の組織統合支援 プロジェクトマネージメント、財務経理機能、IT システム、人材、サプライチェーン、顧客 PPA (Purchase price allocation) 無形資産の評価 企業結合会計サポート支援業務 会計方針の統一支援 海外有価証券調査 シナジー効果の測定 買収後の見直しと KPI の事後検証

EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

④ 海外市場からの出口戦略支援マップ



JBS メキシコについて

JBS メキシコ主要メンバーのご紹介

 <p>ホセ・サンチェス (José Sánchez) 監査 パートナー JBS メキシコ及び中米リーダー</p> <p>(52) 55-5283-1428 jose.sanchez@mx.ey.com</p>	 <p>ラウル・モレノ (Raúl Moreno) 税務 パートナー メキシコ税務担当</p> <p>(52) 55-1101-5434 raul.moreno@mx.ey.com</p>
---	--

- ▶ 1982年にメキシコ事務所に入所
- ▶ メキシコ企業の監査を受け持つと共に約15年間JBSのパートナーとして日系企業を担当しており、日系企業監査経験が豊富
- ▶ メキシコ公認会計士
- ▶ 1992年にメキシコ事務所に入所
- ▶ メキシコ税務のアドバイザー業務、タックス・プランニングの経験が豊富
- ▶ メキシコ公認会計士

 <p>松田 佳行 (Yoshiyuki Matsuda) JBS ディレクター</p> <p>(52) 55-5283-1482 yoshiyuki.matsuda@mx.ey.com</p>	 <p>大場 良 (Ryo Oba) 監査 シニアマネージャー</p> <p>(52) 55-1101-6433 ryo.oba@mx.ey.com</p>	 <p>中岡 秀二郎 (Hidejiro Nakaoka) 監査 マネージャー</p> <p>(52) 55-1101-6408 hidejiro.nakaoka@mx.ey.com</p>
---	--	---

- ▶ 1995年よりメキシコ事務所にコンサルタントとして入所
- ▶ メキシコでの会社設立や貿易・通関、移転価格など幅広く現地日系企業をサポートしている
- ▶ ビジネス開発部ディレクターとして、日系企業への様々なサービスをコーディネートし総合的にビジネスサポートを行う
- ▶ 2003年にNY事務所に入所、2年のメキシコ駐在を経て、2009年にメキシコ事務所に入所
- ▶ US GAAP, MEX GAAP, IFRS による監査業務を中心に日系企業をサポート、またSEC上場のメキシコ企業のレビューにも携わる
- ▶ 米国公認会計士
- ▶ 2003年に新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)に入所
- ▶ 製造業、小売業、金融業等の監査業務に従事しながら、IPO支援、IFRS導入支援業務にも携わる
- ▶ 2012年8月より、メキシコ事務所へ駐在員として赴任。監査業務を中心に日系企業のサポートに従事。
- ▶ 日本公認会計士

メキシコシティ事務所住所: Av. Ejército Nacional No.843-B Torre Paseo, Antara Polanco Col Granada 11520, México D.F.
電話番号(代): (52) -55-5283-1300

Ernst & Young

Audit | Advisory | Tax-Legal | Transactions

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, advisory, tax-legal and transaction services. Worldwide, our 152,000 professionals are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information please visit www.ey.com/mx

© 2013 Mancera, S.C.
Member of Ernst & Young Global
All rights reserved

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited does not provide services to clients.

NUESTRAS OFICINAS	CLAVE	TELÉFONO	NUESTRAS OFICINAS	CLAVE	TELÉFONO
AGUASCALIENTES	449	912-82-01	MEXICALI	686	568-45-53
	998	894-98-75		55	5283-13-00
CANCÚN	614	425-35-70	MÉXICO, D.F.	81	8152-18-00
	656	648-16-10	MONTERREY	642	422-70-77
CHIHUAHUA	644	413-32-30		222	237-99-22
	667	714-90-88	NAVOJOA	442	216-64-29
CIUDAD JUÁREZ	33	3884-61-00		899	929-57-07
	662	260-83-60	PUEBLA	444	825-72-75
CIUDAD OBREGÓN	477	717-70-62	QUERÉTARO	664	681-78-44
CULIACÁN	668	818-40-33		871	713-89-01
	999	926-14-50	REYNOSA	229	922-57-55
GUADALAJARA			SAN LUIS POTOSÍ		
HERMOSILLO					
LEÓN			TJUJANA		
			TORREÓN		
LOS MOCHIS			VERACRUZ		
MÉRIDA					